

別表1 金沢市障害者高齢者体育館保守管理業務

項目	区分	頻度	内容
清掃業務	日常清掃	※詳細は、別記「清掃業務仕様書」を参照のこと	
	定期清掃		
警備業務	機械警備 定期点検	毎日 必要に応じて	※詳細は、別記「警備業務仕様書」を参照のこと
消防用設備保守点検業務	定期点検	2回/年	※詳細は、別記「消防用設備保守点検業務仕様書」を参照のこと
自家用電気工作物保安業務	定期点検 総合点検	毎月 1回/年	※詳細は、別記「自家用電気工作物保安業務仕様書」を参照のこと
トレーニング器具保守点検業務	定期点検 総合点検	1回/月 1回/年	安全確保、機能保全、機器の延命を目的に点検・整備を行うこと
スポーツ器具点検業務	定期点検	1回/月	安全確保、機能保全、機器の延命を目的に点検・整備を行うこと
総合巡視点検		毎日	施設・設備の異常の有無を目視等によって点検すること
除雪業務		積雪時	利用者の利便に供するため、除雪機等を用いて除雪を行う。特に大会・行事時の駐車場確保は必ず行うこと
小破修繕業務		その都度	安全確保、機能保全、機能回復等のため修繕を行うこと
一般廃棄物等収集運搬処理業務	定期収集	2回/週	※詳細は、別記「一般廃棄物等収集運搬処理業務仕様書」を参照のこと
ボーリング機器及びレーン保守点検業務	定期点検	4回/年	※詳細は、別記「ボーリング機器及びレーン保守点検業務仕様書」を参照のこと
害虫駆除業務	定期駆除	2回/年	※詳細は、別記「害虫駆除業務仕様書」を参照のこと
ガス設備機器保守点検業務	定期点検	1回/年	※詳細は、別記「ガス設備機器保守点検業務仕様書」を参照のこと

「清掃業務」中、「日常清掃」については、ノーマライゼーションプラン金沢の具現化策である障害のある人の就労支援を促進するために、市が指定する管理団体への委託を継続するものとする。

清掃業務仕様書

1. 業務対象施設

- (1) 金沢市高齢者障害者体育館

2. 業務内容

清掃業務については、良好な環境衛生、美観の維持はもとより、建材の健全なる保全を図る。また、清掃箇所の状況をふまえ、日常清掃と定期清掃を組み合わせる。ゴミ等の廃棄に当たっては、分別し、適正な廃棄方法で処理すること。

3. 作業時間

作業は職員の勤務時間内に行うこととし、来館者に不快・不便を与えないよう配慮すること。ただし、状況に応じて、臨機応変に対応できること。

4. 日常清掃（市が指定する管理団体へ委託）

- (1) 作業内容及び清掃箇所

ア 別紙仕様内訳書のとおり

イ 要求水準

- (ア) 床面清掃：箒、吸塵器具等を用い、埃・ゴミ等を除去し、清潔な状態に保つ。
- (イ) 床水拭き：モップ、ブラシ等で床を水拭きする。
- (ウ) 床洗剤洗い：適正洗剤で汚れを落とし拭き取る。
- (エ) 灰皿処理：吸殻や灰を回収し、汚れを落とし、きれいに保つ。
- (オ) 屑入処理：内容物処理を行い、容器は清潔な状態を保つ。
- (カ) 衛生処理：汚物入れを点検し、汚物の除去及び清掃を行う。
- (キ) 靴・足拭きマット清掃：砂、埃等を除去し、きれいに保つ。
- (ク) 机・椅子・器具・備品清掃：布巾等で汚れを除去し、清潔に保つ。
- (ケ) ドアの吹き上げ：汚れ等を除去し、清潔に保つ。
- (コ) テーブル拭き：布巾等で汚れを除去する。
- (サ) 床面付着汚れ・汚物除去：雑巾やヘラ等を使用し、汚れや汚物を除去する。
汚染状況によっては、適正な洗剤を使用する。
- (シ) 手すり清掃：手垢等の汚れを拭き取り、清潔に保つ。
- (ス) 壁面除塵：壁面の埃を除去する。
- (セ) 壁面洗浄：外壁の汚れ、内壁の汚れを適正な素材を使用し、除去する。
- (ソ) 洗面台・鏡清掃：汚れ、髪の毛等を除去し、雑巾等で拭き上げ、清潔に保つ。
- (タ) ロッカー清掃：雑巾等で拭き上げる。週1回、除菌処理を行い、清潔に保つ。
- (チ) 下足箱・下足ロッカー清掃：砂、埃、ゴミなどを除去し、雑巾等で拭き上げる。
- (ツ) 外周清掃：施設外周、駐車場のゴミや落ち葉を除去し、きれいに保つ。
- (テ) トイレ清掃：便器・洗面台・便器金属部分・鏡・床面を適正な洗剤等を使用し、汚れを除去する。ゴミ等を収集・除去する。また、トイレトーパーの残量、手洗い洗剤の残量を確認し、補充する。
- (ト) モップがけ：モップを使用し、埃、ゴミ、汚れ等を除去する。
- (ナ) シャワーカーテン洗浄：適正な洗剤等を使用し、汚れを除去し、清潔に保つ。
- (ニ) ゴミの収集・廃棄：館内外のゴミを収集する。

5. 定期清掃

- (1) 作業内容及び清掃箇所

ア 別紙仕様内訳書のとおり

イ 要求水準

- (ア) 側溝泥上げ：施設外周側溝の泥上げを行い、側溝の美化、詰まりを防止する。
- (イ) 床面ワックスがけ：適正なワックスを塗り、モップ、フロアマシン等で仕上げる。
- (ウ) 空調機フィルター清掃：埃を除去する。
- (エ) ガラス磨き：ガラスクリーナー等を使用し、汚れを除去する。
- (オ) 照明器具清掃：蛍光灯、水銀灯、照明器具等の汚れや埃を除去し、照度の低下を防止する。
- (カ) ボウリング場レーンワックスがけ：適正なワックスをロータリーマシーンにより塗布する。

6. 使用材料

清掃業務に使用する材料は、十分吟味し、良材を使用すること。特に洗剤使用の場合は、無リン洗剤又は材質に応じた適正な洗剤を使用し、またポリ袋については、透明のものを使用すること。

警備業務仕様書

1. 業務対象施設

金沢市障害者高齢者体育館

2. 警備目的

この警備は、対象物の火災、盗難を予防するとともに、その他の不良行為を排除し、財産の保全を図り、その業務の円滑なる運営に寄与することを目的とする。

3. 警備任務

- (1) 火災、盗難の防止及び不良行為の排除に関すること。
- (2) 緊急事項の関係先への報告、通報に関すること。
- (3) 警備実施事項の報告に関すること。
- (4) その他警備に付随する事項について金沢市と取り決めた事項に関すること。

4. 警備方法

自動警報警備と巡回機動警備

5. 警備担当時間

日常の警備担当時間は次のとおりとする。

平日	21:00～10:00
日曜日・休日	19:00～10:00
休館日	10:00～10:00

ただし、上記の時間については、特別の事情がある場合、金沢市と事前に協議するものとする。

6. 警備責任

警備責任は、警報装置の作動開始の通報を受信したときに始まり、翌日又は翌々日の警報装置の作動解除の通報を受信したときに終了する。

7. 警備実施要領

(1) 自動警報警備

①警報装置

- ア) 警備対象物で発生した異常事態を直ちに警備本部へ自動的に通報する機能を有する。
- イ) 警報装置が常に正常な機能を保持するよう管理し、異常を発見したときは速やかに指定管理者に連絡する。
- ウ) 万一警備時間中に警報装置が作動不能になった場合は、代替警備対策を講ずるものとする。

②警備本部（管制センター）

警備本部は警備責任時間中、警報受信装置を間断なく監視するとともに、常に巡回機動隊員との連絡を保持して警備の万全を期するものとする。

(2) 巡回機動警備

- ①警備担当時間中、不定時に1回以上施設内外の巡回点検を行う。
- ②巡回機動隊員が突発の傷害、疾病、その他の事由により所定の巡回その他の勤務が完全に履行できない時、又はその恐れがあるときは、乙は速やかにその交代要員を派遣するものとする。

8. 日常における警備要領

(1) 警備開始時の取扱い

①指定管理者における取扱い

指定管理者の最終退出者は、火気使用箇所の点検、各出入口、窓扉等を施錠し、警報機のセットを実施し退出する。

②警備本部における取扱い

指定管理者の警報装置の作動開始の警報を受信したときは、当該事項を記録する。

(2) 出勤時の取扱い（警備本部における取扱い）

出勤時には警備解除の警報を受信したときに終了する。

9. 異常事態発生時における措置

- (1) 異常事態の内容により、それぞれ110番、119番に急報してその来援を求めるとともに、速やかに現場に急行して事態の拡大防止、早期解決にあたる。
- (2) 巡回機動隊員の報告に基づき、所要に応じ警備の強化を図る。
- (3) 指定管理者の当該警備責任者事態の概要、措置などについて緊急報告をする。

10. 報告

- (1) 警備担当時間中における警備状況、処置事項等の警備報告書は常に警備責任者に提出する。
- (2) ガス、水道の元栓点検、煙草の吸殻、灰皿の適切処理、金庫の施錠点検、並びに各窓、扉、シャッターの施錠点検に怠りがあった場合、報告を行う。

11. 鍵の預託

警備対象物件内における警備上必要な鍵の取扱いについては厳重に管理するものとする。

12. 警報装置の保守点検

設置された警報装置の機能については、必要に応じて保守点検を行うものとし、その費用を負担する。

13. 緊急連絡者名簿の通知

あらかじめ緊急連絡者を定める。

14. その他

警備実施上において本仕様書に定めがない事項については、その都度金沢市と協議し、取り決めるものとする。

消防用設備保守点検業務仕様書

1. 業務対象施設

金沢市障害者高齢者体育館

2. 点検任務

消防設備の保守点検にあたっては、常に正常な機能を維持し、その機能保全のため、消防設備士又は消防設備点検資格者による点検業務を行うものとする。

3. 点検方法

点検内容及び業務については、消防法第 17 条 3 の 3、同法施行規則第 31 条の 6 及び結果報告書の様式を定める消防庁告示第 3 号の規定に基づき、本設備の機器点検及び総合点検を行うものとする。

4. 点検期間及び対象設備

点検の施行日は、9 月及び 3 月とし、点検設備は次のとおりとする。

- ・消火器具
- ・屋内消火栓設備
- ・誘導灯及び誘導標識
- ・自動火災報知機
- ・非常電源（屋内消火栓設備）

5. 連絡事項

点検業務の実施にあたっては、事前に職員に連絡する。また実施中は、体育館の利用者、建物等に充分注意する。

6. 緊急時の対処方法

災害、その他により装置等に異常発生の場合には、直ちに技術員を派遣して、速やかに適宜の処理を行う。

7. 設備の使用器具規格、種別、個数は次の表のとおりである。

	設備名称使用器具、規格、種別、個数等
	消火器粉末 ABC 10 型 7 本、粉末 ABC 20 型 2 本
	屋内消火栓設備消火栓ボックス（ポンプ方式）3 箇所
	誘導灯避難口 B 級 BL 型 7 台、避難口 C 級 3 台、通路 C 級 2 台、避難口標識 1 枚
	自動火災報知設備受信機 P-1・5/5L・1 面、スポット型感知機（定温式）4 個、スポット型感知機（煙式）46 個、発信機 P-1・3 個、地区音響装置 5 個、表示灯 3 個、消火栓起動リレー 1 式、附属機器類 1 式
	非常電源屋内消火栓設備非常電源専用受電設備 1 式

自家用電気工作物保安業務仕様書

1. 業務対象施設

施設名：金沢市障害者高齢者体育館

受電設備容量：80キロボルトアンペア

電圧：受電々圧6, 600ボルト

2. 保安管理業務の細目及び基準

- (1) 設計の審査は、依頼を受けて、この仕様書によって適用する電気関係法令に対する適合、不適合について、その都度行うものとする。
- (2) 工事中の点検は、電気工作物の設置又は変更の工事がある場合、指定管理者の通知を受けて毎週1回行い、この契約によって適用する電気関係法令に対する適合、不適合について、指導又は助言を行うものとする。
- (3) 電気工作物の点検、測定及び試験は、原則として下記によって別表第1のとおり行い、その都度書面により指定管理者に報告するものとする。
 - ①月次点検は、主として運転中の施設の点検、測定及び試験をいい、月1回行うものとする。ただし、危険物関係事業場等については、月2回行うものとする。
 - ②年次点検は、主として施設の運転を停止して行う点検、測定及び試験をいい、年1回行うものとする。
 - ③臨時点検は、必要に応じ、施設の内部を点検することをいう。
- (4) 別表第2の点検、測定及び試験については、指定管理者は点検者の意見を聞き、指定管理者の負担において、電気工事業者、電気機器製造業者等に依頼して行うものとする。
- (5) 電気事故その他電気工作物に異常が発生し、又は発生する恐れがある場合、点検者が行う応急措置の指導は、指定管理者又は北陸電力株式会社等の通知に基づいて、電話連絡又は検査員の派遣により行う。この場合、指定管理者は点検者が応急措置の指導を行うために必要とする電気事故の発生箇所、異常の状況、その他の措置を的確に点検者に連絡するものとする。
- (6) 経済産業大臣が電気事業法第107条第3項に基づいて行う立入検査には、その都度指定管理者の通知に基づいて、点検者が検査員を派遣して立会うものとする。

別表第1

点検、測定及び試験の基準

電気工作物		点検、測定、及び試験の項目	月次点検	年次点検	臨時点検
受 電 設 備 ― 二 次 変 電 室 設 備 を 含 む ―	区分開閉器 引込線 電線及び支持物	外観点検	○	○	異常の発生又は発生の恐れがある場合
		観察点検		○	
		絶縁抵抗試験※1		○	
		区分開閉器動作試験		○	
	遮断機 開閉器	外観点検	○	○	
		観察点検		○	
		絶縁抵抗試験※1		○	
		保護継電器との結合動作試験		○	
	母線、計器変成器 断路器、避雷器 電力用コンデンサ	外観点検	○	○	
		観察点検		○	
		絶縁抵抗試験※1		○	
	変圧器	外観点検	○	○	
		観察点検		○	
		絶縁抵抗試験		○	
		漏れ電流試験※2	○		
		内部点検		1回/5年 (令和元年 9月実施)	
		絶縁油酸価試験		〃	
		絶縁油耐圧試験		〃	
		絶縁油色相の観察		○	
	配電盤及び 制御回路	外観点検	○	○	
		観察点検		○	
		絶縁抵抗試験		○	
		保護継電器特性試験		1回/3年 (平成29年 9月実施)	
各種接地	外観点検	○	○		
	観察点検		○		
	接地抵抗試験※3		○		
受電設備の建物、 室キュービクル	外観点検	○	○		
制御用蓄電池	外観点検	○	○		
	観察点検		2回/年		
	比重測定		〃		
	液温測定		〃		
	電圧測定		〃		

電気工作物		点検、測定、及び試験の項目	月次点検	年次点検	臨時点検
電気 使用 場所 の 設備	電動機、電熱器	外観検査	○	○	異常の発生又は発生 の恐れがある場合
	電気溶接機	観察点検		○	
	その他電気機器類	絶縁抵抗試験		○	
	照明装置	接地抵抗試験※3		○	
	配線及び配線器具 各種機器の接地				
非常 用 予 備 発 電 装 置	内然機関及び 付属装置	外観検査	○	○	
		観察点検		○	
		起動試験	○	○	
	発電機及び励磁装置 各種接地	外観検査	○	○	
		観察点検		○	
		絶縁抵抗試験※2	○	○	
		接地抵抗試験※3		○	
開閉器その他の 電気機器類	受電設備と同じ				

注1 ※1を付した試験項目は、停電範囲その他の理由によって、実施できないときがある。

2 ※2を付した試験項目は、隔月に1回行う。

3 ※3を付した試験項目は、過去の実績によって、一部又は全部を省略することがある。

別表第2

指定管理者の負担において電気工事業者等へ依頼する範囲

対象の電気工作物	依頼する範囲
消防用設備、昇降設備等のように、取扱いに法令で定める資格を要するもの コンピューター等のように、電子機器を内蔵し、取扱いに特別の技術を要するもの	電源から各機器主開閉器までの電路の外観点検、観察点検及び絶縁抵抗測定（実施可能なものに限る。）以外の点検、測定及び試験
移動して使用する電気機器及びこれに付属する電線	常時電路に接続して使用されるもの又は点検時に現場におかれてあるもの以外のものの点検、測定及び試験
密閉防燥機器等のように、構造上点検できない機器	外観点検及び絶縁抵抗測定以外の点検、測定及び試験
広告塔、照明塔等の高所にあるもの及びその他点検困難なところにあるもの	点検現場において、容易にできるもの以外の点検、測定及び試験

一般廃棄物等収集運搬処理業務仕様書

1. 業務対象施設

金沢市障害者高齢者体育館

2. 業務内容

施設から排出される一般廃棄物（可燃物）の収集運搬業務を行うこと。

- (1) 可燃物の収集日は週2回とする。
- (2) 業務期間は4月1日から3月31日までとする。ただし、12月29日から1月3日までを除く。
- (3) 収集時間帯は午後4時30分までとし、当日排出されている一般廃棄物（可燃物、不燃物）全部を収集運搬するものとする。
- (4) 収集運搬業務は、施設の指定された場所から収集し、金沢市が指定する清掃工場へ搬入するものとする。
- (5) 週2回の収集日は、月・木か、火・金のどちらかとする。
なお、不燃物の収集については月1回とする。
- (6) 金沢市から指定された期間（1週間）の廃棄物搬出量を、館長の立会いのもと計量し市に報告しなければならない。

ボウリング機器及びレーン保守点検業務仕様書

1. 業務対象施設

金沢市高齢者障害者体育館

2. 業務内容

- (1) ボウリング機械及びレーン保守点検にあたっては、正常な機能を維持し、その機械保全のため専門職の技術員を派遣して行うものとする。
- (2) 前記施工の点検内容及び業務については、別紙点検項目に基づいて行うものとする。
- (3) 保守点検業務を行う機械の形式及び数量は次のとおりとする。
形式 82-90XL 2台
- (4) 保守点検業務は年4回とし実施月は、6月、9月、12月、3月とし実施日は指定管理者の指定日とする。
- (5) 保守点検業務中に部品等の破損があった場合は、速やかに交換又は修繕を行う。
- (6) 前記に要した経費は別途支払うものとする。(ただし、軽微な場合は除くものとする。)

(別紙)

ボウリング機械点検項目

1. スイープ
 - A. スイープドライブリンケッジ
 - B. スイープの停止地点の状態
 - C. スイープ操作及び状態
2. ディストリビューター
 - A. ドライブギヤー
 - B. ピンの配置状態の位置
 - C. シャフト及びベアリングの状態
 - D. ドライブシャフト及びユニバーサル
 - E. ベルトの状態
3. カーペット及びピット域
 - A. フロントローラーアクチュエーテングリンケッジ
 - B. リアローラー及びドライブベルト
 - C. ローラーベアリング及びそのサポート
 - D. ブラウ及びバランス板の状態
 - E. カーペットベルトの状態
4. ボールドアー
 - A. ボール出口のインターロック
 - B. ドアーアクチュエーテング及びピンチ
 - C. ドアーキャスティング
5. ボールリフト
 - A. ベルトの状態
 - B. プリーアセンブリー及びベアリング
 - C. エレベータートラック
 - D. ドライブベルト及びクラッチ
6. ピンエレベーター
 - A. ピンクランプロッドピンガイド
 - B. リンクチューブ及びベアリング
 - C. ポケットインサート
 - D. ドライブベルト
7. クッション
 - A. ボールインパクトパット
 - B. スクリュー及びフラスナー
 - C. ショックアブソーバー
 - D. クッションカーテンの表面
 - E. ハンガー及びサポート
8. テーブル
 - A. スポッティングの状態
 - B. ピンカップ
 - C. リスポットセル及び機械の操作
 - D. ドライブサポートリンケッジ
 - E. 電氣的配線の状態

9. モーター及びそのドライブ
 - A. オイルレベルの状態
 - B. オイル洩れ
 - C. ギアの逆転
 - D. ギアの異音
10. ピットシグナルレーピン表示器
 - A. ピンの点灯
 - B. 第1及び第2ボールライト
 - C. ストライク及びフワール
11. カウンター及びフレイメーター
 - A. カウンターの状態
 - B. マネージャーカウンターの状態
12. モーター及び各配線の絶縁抵抗の測定
13. レーンの点検
 - A. 表面凹凸の状態
 - B. レーンフィニッシュの状態

害虫駆除業務仕様書

1. 業務対象施設

金沢市障害者高齢者体育館

2. 業務内容

(1) 害虫駆除の箇所、面積及び作業内容

箇所	階数	清掃面積	作業内容
事務室	1	50 m ²	駆除剤散布及びくん煙 (1) 昆虫等の防除及び駆除のため薬剤散布及びくん煙を行うときは、人体の影響を考慮し充分注意する。 (2) くん煙を行うときは、火気に留意し終了後は数量を確認の上、必ず回収する。

(2) 実施日

実施は年2回とし、指定した日とする。その場合において、実施の10日前に実施日を知する。

(3) 清掃時間

午前10時から午後5時までに行う。

(4) 清掃従業員

害虫駆除を完遂できる従業員を配置する。

(5) 業務実施報告と検査

業務の開始及び終了について係員に通知し、検査を受ける。

(6) 臨機の処置等

係員は緊急必要と認めたときは、清掃従業員に対して所要の臨機の処置を求めることができる。

実施の順位等細部については、係員の指示に従う。

(7) 使用材料

清掃業務に使用する材料は、充分吟味し良材を使用する。

ガス設備機器保守点検業務仕様書

1. 業務対象施設

金沢市障害者高齢者体育館

ガスヒートポンプエアコンGHP（3台）（三洋SGP-CH450G2N）冷房 45.0 k w、暖房 53.0 k w

ガスヒートポンプエアコンGHP（1台）（三洋SGP-CH355G2N）冷房 35.5 k w、暖房 42.5 k w

ガス給湯器（2台）（高木産業 TP-WQ 5 5 6 Q E）1 7 4 k w～6. 1 k w

小型湯沸器（1台）（リンナイ RUS-5 1 B T）1 1. 4 k w

2. 業務内容

- （1）ガスヒートポンプエアコン・ガス給湯器保守点検については、法律に基づいて、災害の発生防止に努め、監督官庁の検査を受ける。（契約額に検査手数料を含む）
- （2）業務の有資格者は各市町村長の許可を受けたものであること。
- （3）ガス設備機器保守点検を行う前に、十分な打ち合わせを行い業務上支障のないようにする。
- （4）作業従事者は、常に健康状態に留意するとともに、健康不良の者は作業に従事させてはならない。
- （5）作業衣及び使用器具は、専用のもを使用する。

3. 留意事項

ガス設備機器保守点検終了と同時に指定検査員に検査を受け、合格した時点で復旧作業の後試運転を行い、異常の無いことを確認の後、作業終了として引渡しを行う。なお、設備及び器具、又はこれらに類するものに損害を与えた場合は、自己の責任においてこれを解決する。

4. 業務結果報告

業務終了後、各装置の検査項目及び点検事項の異常の有無、作業内容等その他必要事項を記載した書類を提出する。